

令和7年度（2025年度）前期ジュニアマイスター顕彰制度実施要項

1. ジュニアマイスター顕彰制度について

全国工業高等学校長協会（以降、全工協）が工業系学科に在籍する生徒を対象に、在学中に取得した資格や合格した検定試験及び各種競技・コンクール等での成績等をジュニアマイスター顕彰に係る区分表（以後、区分表）から得点に換算して申請を行い、合計得点に応じてジュニアマイスターブロンズ、ジュニアマイスターシルバー、ジュニアマイスターゴールドの認定を受ける制度です。

2. 認定区分

申請の条件として区分表の教養系を除いた部分の点数が20点以上必要。

- ・ジュニアマイスターブロンズ・・・20点以上かつ30点未満
- ・ジュニアマイスターシルバー・・・30点以上かつ45点未満
- ・ジュニアマイスターゴールド・・・45点以上

過去に認定を受けた生徒が申請する際も、改めて今期の「区分表」で得点の再計算を行う。

3. 申請方法

(1) 申請料

1名1申請につき**500円**（硬貨の取り扱いは**500円硬貨のみとする。**）

※いかなる場合でも、申請する度に申請料が必要。

※納入済みの申請料は返却しない。（誤った申請により認定されなかった場合も含む。）

(2) 申請マニュアルについて

全国工業高等学校長協会 https://zenkoukyo.or.jp/index_jm/のジュニアマイスター顕彰のページに掲載する「電子申請マニュアル」をよく読むこと。

(3) 申請日

令和7年7月17日（木） 16:00～17:00

令和7年7月18日（金） 12:00～13:00

(4) 申請場所

3棟3階電気科情報実習室

(5) 申請手続

申請料と申請する資格の免状・証書のコピーを持参し各個人で電子申請を行う。

※申請手続きは、15分～20分程度かかります。

4. 区分表

ジュニアマイスター顕彰に係る区分表は、2棟1階中央階段横の掲示板及び電気科職員室手前の工務部カウンターで確認できます。また、全工協Webサイトでも確認できます。

(https://zenkoukyo.or.jp/index_jm/のジュニアマイスター顕彰のページ)

5. 認定証の発行

①認定証の発行は令和7年8月20日頃（認定の有無については、問合せ不可）

②認定証の名入れは6文字以内の名前に限る。（外字不可、対応文字コード：Unicode（UTF-8））

③認定証の大きさは、A4サイズになります。